

障害保健福祉施策の検討状況について

支援費制度の概要について

① 支援費制度の目指すもの

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、社会福祉事業や措置制度等の社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するための見直しが行われた。

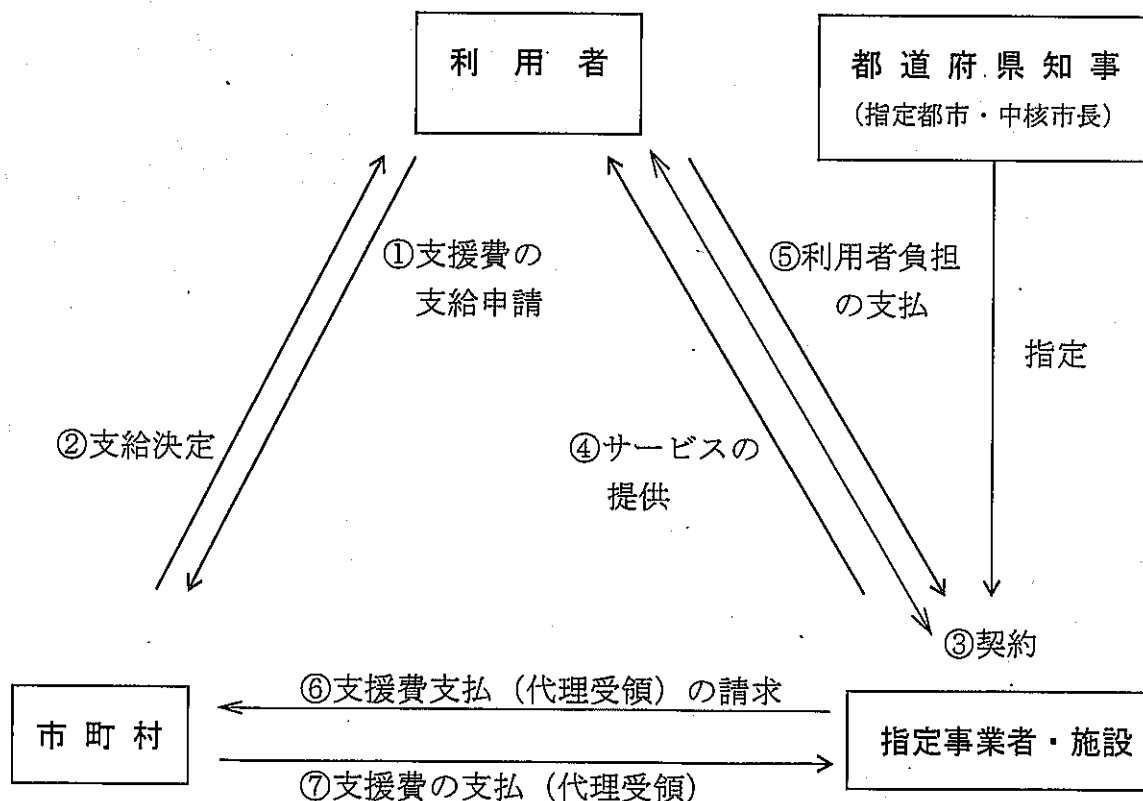
この社会福祉基礎構造改革の一つとして、障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、これまでの行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組み（「支援費制度」）に平成15年度より移行することとなった。

支援費制度においては、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとしたところである。

これにより、事業者は、行政からの受託者としてサービスを提供していたものから、サービス提供の主体として、利用者の選択に十分応えることができるようサービスの質の向上を図ることが求められることとなる。

② 基本的な仕組み

- ア 障害者福祉サービスの利用について支援費の支給を希望する者は、必要に応じて適切なサービスの選択のための相談支援を市町村等から受け、市町村に対し支援費の支給申請を行う。
- イ 市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請を行った者に対して支援費の支給決定を行う。
- ウ 支援費の支給決定を受けた者は、都道府県知事の指定を受けた指定事業者又は施設との契約により、障害者福祉サービスを利用する。
- エ 障害者福祉サービスを利用したときは、
- ・ 本人及び扶養義務者は、指定事業者又は施設に対し、障害者福祉サービスの利用に要する費用のうち本人及び扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払うとともに、
 - ・ 市町村は、障害者福祉サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する（ただし、当該支援費を指定事業者又は施設が代理受領する方式をとる。）。



※ やむを得ない事由により上記の方式の適用が困難な場合には、市町村が措置により、障害者福祉サービスの提供や施設への入所を決定する。

③ 対象となる障害者福祉サービス

		身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	児童福祉法（障害児関係のみ）
支援費制度の対象サービス	施設訓練等支援	・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者授産施設 (小規模通所授産施設を除く)	・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 (小規模通所授産施設を除く) ・知的障害者通勤寮 ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する福祉施設	
	居宅生活支援	・身体障害者居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス) ・身体障害者デイサービス事業 ・身体障害者短期入所事業 (ショートステイ)	・知的障害者居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス) ・知的障害者デイサービス事業 ・知的障害者短期入所事業 (ショートステイ) ・知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム)	・児童居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス) ・児童デイサービス事業 ・児童短期入所事業 (ショートステイ)

平成14年12月19日

社会保障審議会障害者部会精神障害分会報告書 「今後の精神保健医療福祉施策について」の概要

基本的な考え方

入院医療主体から、地域保健・医療・福祉を中心としたあり方への転換

↓
施策の視点

- ① 精神疾患、精神障害者に対する正しい理解の促進を図ること
- ② 「受入れ条件が整えば退院可能」な約7万2千人の精神病床入院患者の退院・社会復帰を図ること。また、これに伴い、入院患者の減少、ひいては精神病床数の減少を見込むこと
- ③ 当事者が主体的に選択できるよう、多様なサービスの充実を図ること
- ④ 良質な精神保健医療福祉サービスの提供とアクセスの改善を図ること
- ⑤ 精神保健医療福祉施策にとどまらず、他の社会保障施策との連携を進めるとともに、国、都道府県、市町村、関係機関、地域住民などの多様な主体が総合的に取り組むこと
- ⑥ さまざまな心の健康問題の予防と早期対応を図ること
- ⑦ 客観的指標に基づく施策の進捗状況の評価と、施策推進過程の透明性の確保を図ること

具体的な施策

- 1) 精神障害者の地域生活の支援
 - ① 在宅福祉サービスの充実
ホームヘルプ等の居宅生活支援事業（市町村単位で実施）の充実。
 - ② 地域における住まいの確保
グループホームの確保。
 - ③ 地域医療の確保
検討会を設置し、精神医療における地域医療の考え方、精神科プライマリケアの普及、精神病床の基準病床数算定式等について検討。
 - ④ 精神科救急システムの確立
さまざまな精神科救急ニーズに対応できるよう、地域の実情に応じた精神科救急システムの整備を推進。
「精神科救急医療システム整備事業」の拡充のため、精神科初期救急医療施設（輪番制）の整備に着手。
 - ⑤ 地域保健及び多様な相談体制の確保
精神保健福祉センター、保健所の活動の充実。
当事者による相談活動（ピアサポート）の支援。
 - ⑥ 就労支援
授産施設等における活動から一般就労への移行を促進。
- 2) 社会復帰施設の充実
生活訓練施設、福祉ホーム、通所授産施設等の精神障害者社会復帰施設の充実。
- 3) 適切な精神医療の確保
 - ① 精神医療における人権の確保
都道府県・指定都市におかれている精神医療審査会の充実。
措置入院制度の調査検討。
 - ② 精神病床の機能分化
検討会を設置し、人員配置基準等について、検討。

- ③ 精神医療に関する情報提供
個々の病院・病院関係団体等による自主的な情報公開を期待。問題を有する精神科病院については、立入検査の結果等を公開。
- ④ 根拠に基づく医療の推進と精神医療の安全対策
治療ガイドラインの作成・普及。精神医療の特性を踏まえた安全対策についても検討を開始。
- 4) 精神保健医療福祉関係職種の確保と資質の向上
精神保健・医療・福祉に携わる医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、臨床心理技術者等について、確保と資質の向上を図る。
- 5) 心の健康対策の充実
 - ① 精神障害及び心の健康問題に関する健康教育等
地域、職域における健康教育とともに、文部科学省と連携して、児童等に対する啓発を推進。
 - ② 自殺予防とうつ病対策
自殺防止対策有識者懇談会の報告を踏まえ、地域、職域において、うつ病対策を中心とする自殺予防に着手。
うつ病の早期発見と適切な対応のため、地域保健医療関係者向けのマニュアルを作成・普及。
 - ③ 心的外傷体験へのケア体制
災害・事件に際し、適切に精神的ケアを実施する対応体制の確保。
 - ④ 睡眠障害への対応
適切な相談体制の確保。
 - ⑤ 思春期の心の健康
児童・思春期の心の健康問題に係る専門家の確保、地域における相談体制の充実等。
- 6) 精神保健医療福祉施策の評価と計画的推進
各種施策の進捗状況を定期的にまとめ、精神障害分会で評価・見直し。